

品質評価結果の概要

住宅・土地統計調査

平成25年度実施

要素	定義	評価事項	達成度	評価結果(概要)
ニーズ適合性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。 (注)利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコノミスト等に加え、広く一般利用者を想定	統計作成の必要性はあるか。	A	本調査は、全国のほか都道府県・市区など地域別に、住戸に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とした重要な基幹統計調査である。また、統計ニーズの変化、記入者負担等を考慮し、有識者やユーザーを交えた研究会を開催し、調査設計を行っていることから、ニーズ適合性は満たしていると判断。
		利用者のニーズを把握するための措置を講じているか。	A	
		(措置を講じている場合) 把握したニーズを適切に反映しているか。	A	
		調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか。	A	
		社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか。	A	
正確性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。	統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か。	A	本調査は、統計理論に基づき標本を選定している。また、統計法に定められた基幹統計調査として承認を受けており、国、都道府県、市区町村、指導員及び調査員が一体となって適切に調査を実施していることから、正確性を満たしていると判断。
		統計調査の実施が正確かつ適切に行われているか。	A	
		使用している統計基準や用語の定義は適当か。	A	
		調査系統の設定は適当か。	A	
適時性	作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表(提供)されていること。	公表予定期日は、統計の目的に照らして適当か。	A	本調査は、調査票の回収時期と集計内容を踏まえて、公表予定期日を適切に設定している。調査票回収後、審査、集計を経て可能な限り早期に公表を行っていることから、適時性は満たしていると判断。
		公表予定期日等ができる限り早期に公表されているか。	A	
		公表が公表予定期日よりも遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか。	-	
解釈可能性・明確性	利用者が統計情報を適切に理解し、有效地に活用するため、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供されであること、及び統計の作成方法(統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続)等に関する情報が公表されていること。	対象母集団、標本設計(抽出方法、抽出率)、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか。	A	本調査の調査方法、推計方法、調査のQ&A等の利用に当たって必要な情報は可能な限り統計局ホームページ、報告書等に説明を掲載している。また、活用事例をホームページや広報資料に掲載し、利用可能性を周知していることから、解釈可能性・明確性は満たしていると判断。
		使用している統計基準が統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか。	-	
		作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか。	A	
		作成した統計表から明らかになる事項又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか。	A	
		標本設計(抽出方法、抽出率)、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか。	A	
信頼性	統計作成過程及び統計作成機関が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法が、専門的な見地から決定され、公表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。	統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか。	A	統計作成方法の検討の際の有識者を交えた研究会資料など、統計の利用に当たって必要な情報については可能な限り統計局ホームページに掲載している。また、調査実施時や集計時における結果公表前の秘密保護措置を講じる必要がある情報については、調査関係者以外は閲覧できないよう厳重に管理していることから、信頼性は満たしていると判断。
		公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保持のために講じている措置の内容を公表しているか。	A	
		調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適当か。	A	
		調査票情報の管理は適切に行われているか。	A	
		統計の中立性は確保されているか。	A	
		使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か。	-	
整合性・比較可能性	関連する複数の統計を用いて分析、地域間比較、時系列比較等を行うことが可能となるように、統計に用いられる概念、定義、分類等の整合が図られていること。	統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か。	-	本調査は、当該評価事項の対象外となる。
		過去の結果との断層がある場合は、その理由が妥当か。	-	
		公表時期と利用者への周知時期(e-Stat等への掲載時期)にタイムラグがないか。	A	
		アクセス可能な情報の一覧が公開されているか。	A	
アクセス可能性	基本的な情報を持ち、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利用できるように提供されていること。	利用者の照会窓口を設置しているか。	A	本調査の結果は、公表と同時にe-Statに掲載し、利用者の照会窓口も統計局ホームページや報告書に明記しており、オーダーメード集計及び匿名データの利用も可能としていることから、アクセス可能性は満たしていると判断。
		二次的利用の推進を図っているか。	A	
		同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか。	A	
		他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか。	-	
効率性	費用、報告者負担等の観点から、最も適切な情報源・作成方法によって作成されていること。	被調査者の負担に配慮しているか。	A	本調査の調査事項は、調査の目的を達成するため必要最小限の情報の取得と記入者負担軽減を考慮して設定しており、効率性は満たしていると判断。

[凡例]

- A」当該評価事項の要件をほぼ満たしている。
- B」当該評価事項の要件の過半を満たしている。
- C」当該評価事項の要件の大半を満たしていない。
- D」当該評価事項の要件を満たしていない。
- E」当該評価事項の対象とはならない。